

第2期富山県農福連携等推進方策

(方策期間:令和8年度～令和12年度)

令和7年11月

富山県農福連携推進会議

目次

1 方策の策定趣旨	1
2 これまでの取組みの成果と課題	2
3 推進項目	
(1) 農福連携等の理解促進と認知度向上	3
(2) 農業と福祉をつなぐマッチングの強化と地域単位での連携の推進	4
(3) 農福連携等を支える専門人材の育成と活躍	5
(4) 障害者が働きやすい環境整備	6
(5) 農福連携等の広がり	7
4 目標指標	8
5 推進体制の整備等	
(1) 県段階の推進体制	8
(2) 地域段階の連携推進	8
農福連携等の推進体制	9

1 方策の策定趣旨

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業の現場における貴重な働き手となることが期待できるとともに、福祉の視点からは働く場の確保や工賃の向上、社会参画の実現等が期待される重要な取組みです。

- 国においては、省庁横断的な農福連携等推進会議が設置され(平成31年4月)、「農福連携等推進ビジョン」を策定(令和元年6月)するなど、全国的に農福連携を広く展開させるため官民挙げて取組みを推進してきました。

令和6年5月には、改正食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)が成立し、新たに同法第46条に農福連携が位置付けられ、障害者等が農業活動を行うための環境整備を進め、地域農業の振興を図る旨が盛り込まれたほか、令和6年6月に「農福連携等推進ビジョン」が改訂されるなど、農福連携を取り巻く環境が大きく変化しています。

- 本県においても、令和元年度に農福連携の推進に向け、農業団体、障害福祉団体及び関係機関から構成される「富山県農福連携推進検討会議」を設置し、「富山県における農福連携の推進方策・体制等について(以下、前方策)」を策定し、取り組んできました。

方策策定から5年が経過し、農福連携を取り巻く環境の変化や地域の実情に応じた支援体制の強化が求められるなど、取組みの継続やさらなる拡大に向けた新たな課題が明らかとなってきています。

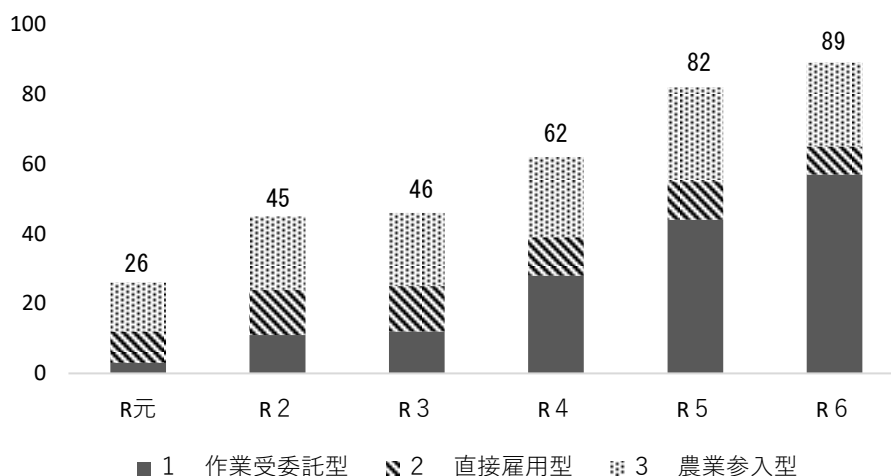
- 引き続き、農福連携の推進に向けて、新たな課題や本県の農福連携を取り巻く環境の変化に的確に対応し、県民や市町村、関係者が一体となって農林水産業と福祉の連携活動を進めていくために令和8年度～令和12年度の今後の5年間の取組み方向を定める「第2期富山県農福連携等推進方策」を策定します。

2 これまでの取組みの成果と課題

○ 前方策では、①農業側と障害福祉側の相互理解の醸成、②農福連携のマッチングの仕組みづくり、③農福連携に関する専門人材の育成、④障害者が働きやすい環境の整備、の4つの推進項目に基づき農福連携の取組みを進めてきました。

○ 本県における農福連携の取組み件数は89件^{※1}（令和6年度末時点）となり、前方策を策定した令和元年時点の26件から5年間で、約3.4倍に増加しています。

（※1 県調べ）



富山県の農福連携の取組み件数の推移

○ 農福連携をさらに進めるため、前方策を継承しつつ、「第2期方策」では、新たな課題に対応した5つの推進項目とともに具体的な取組みを進めます。

3 推進項目

(1) 農福連携等の理解促進と認知度向上

【これまでの取組み状況】

- 農業経営体や障害福祉サービス事業所、双方の関係団体・行政等を対象として、農福連携の意義等をPRする「農福連携推進セミナー」や、農福連携の認知度や理解の向上を図るため、福祉事業者向けの「農福連携推進ツアー」を開催しました。
- 県民の方々への普及・啓発を目的とした農福連携マルシェ等を開催し、広くPRしました。
- 農福連携の取組みを周知するため、農福連携ガイドブック等の作成・配布や導入サポート動画を作成・公開しました。
- 農業や福祉を担当する市町村やJA等の関係団体を参集し、取組みの情報共有と連携強化を図りました。

【成果】

- 農業経営体（法人のみ）が農福連携の内容まで知っている割合【県調べ】
令和元年：27% ⇒ 令和6年：45%

【課題】

- 令和4年度に一般社団法人日本基金が実施した農福連携に関するアンケートでは、消費者における農福連携の認知度は20%弱に留まっているため、引き続き、農福連携の意義や活動の周知に取り組む必要があります。
- 引き続き、農福連携の取組みや、農福連携により生産した農産物・商品のPRに取り組む必要があります。

【新たな取組み】

- 農福連携等の認知度向上に向け、引き続き、国や市町村、関係機関・団体等と連携し、農業者等と障害福祉サービス事業所との理解を深める取組みを進めるほか、優良事例の発信等により、周知を行います。
- 県民の方々に向け、県ホームページを活用した情報発信や農福連携マルシェ等の開催により取組みや商品等の認知度向上を図ります。

(2) 農業と福祉をつなぐマッチングの強化と地域単位での連携の推進

【これまでの取組み状況】

- 農福連携コーディネーターを配置し、農業・福祉双方のニーズの掘り起こしや作業工程の切出し・見直し等によるマッチングに向けた調整を行いました。
- 農業者等を対象に障害者への作業委託のお試し体験への支援等を行いました。
- 農福連携のマッチング推進体制を整備するための研修会を行いました。

【成果】

- 農福連携コーディネーターのマッチング実績：延べ55件（令和2～6年度）
- お試し体験支援事業実績：延べ25件（令和2～6年度）

【課題】

- 農福連携の取組みを拡大するため、引き続き、農業・福祉双方のニーズの掘り起こしや作業工程の切出し・見直し等を行い、マッチングを推進することが必要です。
- 通年雇用に向けた取組みや、作業内容の拡大などに向け、農作業の細分化などに取り組むことが必要です。
- 特に播種・植付け、収穫、調製などの時期に多くの労力を必要とする園芸生産については、農福連携との親和性が高く、取組事例も増加していることから、更に展開を図る必要があります。
- 障害福祉サービス事業所や特例子会社が農業に参入する際には、専門人材の派遣等の支援が必要です。
- 農作業を受託する障害福祉サービス事業所を拡大するとともに、工賃の向上を目指す必要があります。
- 地域の実情に応じたマッチングを進めるための仕組みづくりが必要です。

【新たな取組み】

- 農福連携等の取組み拡大に向け、引き続き、農福連携コーディネーターを配置し、農業・福祉双方のニーズの掘り起こしや作業工程の切出し・見直し等によるマッチングを強化します。
- 園芸生産については、収穫・調製作業に多くの労力が必要となることから、新規就農者や園芸産地に対する農福連携の周知や取組みを推進します。
- 既に取り組まれているチューリップ球根の除根作業や直売所販売用小菊の加工、青ネギの調整作業等を先行事例とし、園芸を核とした農福連携の取組みを拡大します。
- 稲作については、育苗作業や苗箱洗浄等を先行事例とし、農福連携の取組みの周知と普及に努めます。
- 複数作物の作業を組み合わせることで、作業の内容拡大や通年化を目指します。
- 各地域の特徴を踏まえたマッチング体制の問題解決や障害福祉サービス事業所の実情に応じた作業や工賃の確保に向けた情報交換を実施します。
- 障害福祉サービス事業所向けの農業体験会を実施するほか、農作業受託を希望する障害福祉サービス事業所のデータベースを作成し、効率的なマッチングに活用します。
- 障害福祉サービス事業所や特例子会社の農林水産業への参入を促すとともに、参入の際には、専門人材の派遣による農業技術等の習得支援を行います。

(3) 農福連携等を支える専門人材の育成と活躍

【これまでの取組み状況】

- 農福連携を円滑に進めるためには、障害特性に応じた作業手順の改善等を助言・指導する「農福連携技術支援者」や、農業や農産加工の専門知識を助言・指導する「農福応援アドバイザー」といった専門人材の役割が重要であるため、育成のための研修を行うとともに、要請のあった現場に派遣しました。

【成果】

- 農福連携技術支援者（農林水産省認定）の育成・派遣
育成者数：19名 派遣実績：延べ27件（令和2～6年度）
- 農福応援アドバイザー（県認定）の育成・派遣
育成者数：延べ31名 派遣実績：延べ51件（令和2～6年度）

【課題】

- 農福連携の取組みを拡大するため、引き続き、専門人材の育成を進める必要があります。
- 専門人材を対象とした見学会や派遣報告会を開催し、支援技術の共有や向上を図る必要があります。
- 農福連携の開始や定着に向け、専門人材派遣事業の周知を図る必要があります。

【新たな取組み】

- 農福連携等の拡大と定着を一層進めるため、現場において農林水産事業者や障害福祉サービス事業所に対して具体的なアドバイスを行う専門人材（農福連携技術支援者や農福応援アドバイザー）を育成します。
- 農福連携等の拡大及び定着支援を強化するため、専門人材派遣事業の周知を行うとともに、支援を必要とする現場への派遣を行います。

(4) 障害者が働きやすい環境整備

【これまでの取組み状況】

- 農業現場の多くは、障害者を受け入れることを前提とした職場環境となっていないため、障害のある方が安全に安心して働ける環境となるよう、受入側の農業経営体等の作業環境の整備を支援しました。

【成果】

- 農山漁村振興交付金活用実績：7件（平成29年度～令和6年度）
- 6次産業化とやまの魅力発信事業等（うち農福連携事業）活用実績：8件（平成30年度～令和6年度）
- 農福連携環境整備支援事業活用実績：6件（令和6年度）

【課題】

- 引き続き、作業環境や安全性、作業の効率化を進めるために農業現場の環境整備を進める必要があります。
- 施設内就労や通年作業等を推進するための生産施設や加工施設の整備のために補助事業等の活用を支援する必要があります。

【新たな取組み】

- 障害のある方が安全に安心して働ける環境となるよう、引き続き、受入側の農業経営体等の作業環境の整備を支援するほか、新たに林福連携、水福連携の取組みが進むよう、林業や水産業の作業環境の整備を支援します。
- 農福連携等の現場における農林水産経営体等や障害福祉サービス事業所のニーズ調査を行い、今後の農福連携等の取組みに反映させていきます。

(5) 農福連携等の広がり

- 農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）で追加された「林福連携」や「水福連携」、ユニバーサル農園の普及等について新たに取り組みます。

【新たな取り組み】

- 農業だけにとどまらず、林業における苗木生産やきのこ栽培（林福連携）、水産業における清掃作業や水産加工品製造補助等（水福連携）を先行事例として、取り組みが拡大するよう情報発信を行うとともに、働きやすい環境づくりを支援します。
- 障害者就労継続支援事業所における農福連携等の取組好事例を生活介護や自立訓練を行う事業所にも横展開し、障害福祉サービス事業所における農福連携等の取組拡大を図り、障害者の工賃向上につなげます。
- 農福・林福・水福連携の組み合わせによる通年作業につながる取組みや、加工・販売を行う企業をはじめとする他業種との農福商工連携などにより、農福連携等の裾野をさらに広げます。
- 県内においても多様な者の社会参画を図る「ユニバーサル農園」や病院施設の農園等において、障害者のみならず、世代や障害の有無を超えた農業体験等を行う事例が見られます。農業への就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備のための補助事業等の活用を推進します。

4 目標指標

- 農福連携等の取組みの進捗を図る指標として、「農福連携等取組主体数（農林水産業経営体等による取組み）及び「農福連携等取組主体数（障害者就労継続支援事業所等による取組み）」を設定します。

【目標指標】

目標指標名	現状 (R6年度)	目標 (R12年度)
農福連携等取組主体数（農林水産業経営体等による取組み）	66	100
農福連携等取組主体数（障害者就労継続支援事業所等による取組み）	45	57

5 推進体制の整備等

（1）県段階の推進体制

- 農福連携等の実践者、生産者団体、福祉関係団体、県関係課で構成する「富山県農福連携等推進会議」において、現状と課題や県内外の優良事例を共有するほか、農福連携等の推進に係る方向性と施策について検討・協議します。
- 引き続き、農福連携コーディネーターを配置し、マッチングを推進します。

（2）地域段階の連携推進

- 農福連携等の取組みを推進するため、地域の実情に応じて関係機関（県事務局、各農林振興センター、市町村、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、自立支援協議会、障害福祉サービス事業所等）が連携し、取組みを推進します。

農福連携等の推進体制

